

生活保護法指定医療機関 各位

姫路市生活援護室

【重要必読】診療報酬の請求事務について

1 医療券が発行されていない診療月のレセプト請求は、連絡無しで返戻となります。

- (1) 診療月ごとに医療券情報を必ず確認してください。
- (2) 医療扶助のオンライン資格確認を導入済の指定医療機関の方は、オンライン資格確認等システムにログインし、「委託先資格情報による一括取得」を行ってください。生活保護受給開始直後の方など、一部の被保護者の医療券情報はオンラインでは確認ができませんので、例外的に紙で医療券を発送しています。
- (3) 「委託先資格情報による一括取得」に関する操作方法は、オンライン資格確認等システムのベンダーまたはオンライン資格確認等コールセンター（電話番号：0800-080-4583）へ問い合わせてください。
- (4) 紙またはオンライン資格確認のどちらでも医療券情報が確認できない場合は、生活援護室に医療券の発行依頼をしてください。
- (5) 医療券の発行をFAXで依頼する場合は、「医療機関コード」を始めとする医療機関情報、「患者氏名」、「生年月日」、「依頼月の最初の受診日」、「社会保険の有無」、「他法」及び介護券を必要とする場合は「備考」欄への記載を必ず行ってください。漏れや誤りがある場合は、医療券を発行できません。
- (6) 医療要否意見書について、未返送の場合や不備があり継続認定ができない場合は医療券を発行できません。

2 電話やFAXで受給者番号をお伝えすることはできません。受給者番号は変更になる場合がありますので、診療月ごとに医療券情報をご確認ください。受給者番号に誤りがあるレセプト請求は、返戻となります。

3 医療券の「本人支払額」欄をご確認ください。

- (1) 通常、保護受給者の医療機関での窓口負担はありませんが、「本人支払額」が発生している保護受給者は診療報酬の全部または一部を窓口で負担金として支払うことになっています。
- (2) 金額は医療券の本人支払額欄に記載しています。毎月、オンライン資格確認または紙の医療券で確認してください。本人支払額が0円の場合は、紙の医療券では「***円」と記載されています。
- (3) 本人支払額は月途中に変更が生じることがあります。
- (4) 「月の診療報酬の全部または一部が本人支払額を下回る」「受診がない」など、本人支払額を全額領収できない場合は生活援護室の担当ケースワーカーまでご連絡ください。

【裏面に「令和8年度 医療券発行スケジュール」を記載していますので、ご確認ください。】

令和8年度(2026年度) 医療券・調剤券発行スケジュール

随時発行日				
当月以前診療分の医療券等の発行処理をします。当日中に発送処理及びデータ連携も行います。				
4月	3日	8日	16日	
5月	1日	13日	22日	
6月	3日	8日	16日	
7月	3日	8日	17日	23日
8月	4日	7日	14日	20日
9月	4日	8日	18日	
10月	2日	8日	16日	22日
11月	6日	11日	17日	
12月	3日	8日	18日	

一括発行日	
翌月以前診療分の医療券等の発行処理をします。翌々開庁日に発送処理及びデータ連携を行います。	
4月	23日
5月	28日
6月	26日
7月	29日
8月	28日
9月	28日
10月	28日
11月	27日
12月	23日

- ・ 「委託先資格情報による一括取得」では、データ連携日翌開庁日以降を目途に順次閲覧可能になります。
- ・ ご依頼されたすべての医療券等を次回発行日までに発行することを確約するものではありません。医療券等の発行依頼は目安として、次回発行日の2日前までに行ってください。
- ・ 令和9年1月以降のスケジュールは、秋頃に改めて本市ウェブサイトでお知らせします。

連絡先

姫路市 生活援護室 医療担当
 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 TEL:079-221-2100(直通)
 FAX:079-221-2429